

岩倉市産後ケア利用費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市産後ケア事業実施要綱（平成31年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条に規定する受託機関以外の医療機関等（以下「契約外医療機関等」という。）で実施要綱第1条に規定する事業を利用した者（以下「利用者」という。）が事業を利用した際に負担した費用（以下「利用料」という。）の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図ることを目的として交付する岩倉市産後ケア助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 実施要綱第2条に該当する者
- (2) 契約外医療機関等で実施要綱第6条に規定する保健指導を受けた者
- (3) 事業に係る利用料を契約外医療機関等に直接支払った者

(助成金の額)

第3条 利用料に係る助成金の額は、利用料として契約外医療機関等に支払った額の10分に8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、実施要綱別表第1に定める額の8割を上限とする。

- 2 宿泊型、通所型及び訪問型の利用日（訪問型1回当たりの利用を1日とする。）を通算して5日目までは、宿泊型及び通所型は1日当たり2,500円を、訪問型は1回当たり2,400円を加算する。ただし、助成対象者が利用料として契約外医療機関等に支払った額を超えない範囲で加算するものとする。
- 3 市長は、助成対象者が生活保護世帯若しくは個人市県民税非課税世帯に属する者又は特に市長が減免を必要と認めた者に該当するときは、実施要綱第11条に基づき、利用料を減免することができる。

(認定の申請及び決定)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を利用する前に岩倉市産後ケア助成対象認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象を決定したときは岩倉市産後ケア助成対象認定通知書（様式第2）により、不承認としたときは岩倉市産後ケア助成対象認定不承認通知書（様式第3）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、事業の利用を承諾したときは、契約外医療機関等に対し、事業の利用を承諾した申請者（以下「利用者」という。）に関する必要な情報を申請書の写し等により提供するものとする。
- 4 市長は、契約外医療機関等に岩倉市産後ケア実施報告書（様式第4。以下「報告書」という。）の提出を求めるものとする。

（交付の申請）

第5条 利用者は、事業を利用後、岩倉市産後ケア助成金交付申請書兼請求書（様式第5。以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 利用した契約外医療機関等の領収書（原本）及び診療明細書（事業の利用と分かるものの原本又は写し）
- (2) 助成金の振込口座が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、事業を利用した日から起算して1年以内に行うものとする。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、岩倉市産後ケア助成金交付決定通知書（様式第6。以下「交付決定通知書」という。）又は岩倉市産後ケア助成金交付不承認通知書（様式第7）により、申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、

岩倉市産後ケア助成金取消通知書（様式第８）により、当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

- 3 市長は、第１項の規定に基づき助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、交付決定を受けた者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。